

令和8年度長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、物価高騰等の影響下において、高齢者、障がい者（児）又は子どもの支援等に従事する福祉事業所等の事業継続支援を目的とした令和8年度長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 交付の対象は、令和7年12月1日から令和8年3月31日までの間において、別表第1に定める対象サービス事業を市内で継続して実施している事業者とする。ただし、一部事務組合が運営する事業所が実施するサービスについては対象から除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、令和8年度長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金申請書兼実績報告書（別記様式第1号の1、別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3。以下これらを「交付申請書」という。）及び口座振替依頼書を令和8年8月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、京都府医療機関等物価高騰対策事業等交付金（令和7年度）又は私立幼稚園物価高騰等臨時支援事業費補助金（令和7年度）（以下これらを「府交付金」という。）の交付決定を受けた事業者にあつては、前項の交付申請書に府交付金交付決定通知書の写し等を添付しなければならない。

(補助金の交付及び交付の確定)

第5条 市長は、交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 前項の交付決定通知書をもって、規則第9条の確定通知とみなす。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が申請内容に虚偽等を記載したことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命ずる。

(補助金の経理等)

第8条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。